

令和6年（2024年）10月10日

（仮称）熊本市環境影響評価条例（素案）に関する
パブリックコメントについて

熊本市では、策定中の（仮称）熊本市環境影響評価条例（素案）について、広く市民の意見を聴取し、施策に反映させるため、「熊本市パブリックコメント実施要綱」に基づき下記のとおりパブリックコメントを実施します。

記

募集期間	令和6年（2024年）10月11日（金） ～11月11日（月）（32日間）
公表方法	熊本市ホームページ掲載 環境政策課、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び各地域コミュニティセンターでの縦覧
公表する内容	（仮称）熊本市環境影響評価条例（素案） （仮称）熊本市環境影響評価条例施行規則（素案） （仮称）熊本市環境影響評価条例（素案）の概要
意見の募集方法	電子メール、郵送、ファクス
意見に対する回答等	意見を踏まえた計画の再検討を行ったうえで、熊本市ホームページ掲載や、環境政策課、区役所、各地域コミュニティセンター等での縦覧により、意見のまとめりとともに本市の考え方を公開します。

【お問い合わせ先】

熊本市環境政策課

TEL 328-2427

課長：住谷 憲昭

担当：西岡、入江、田中

(仮称)熊本市環境影響評価条例(素案概要)

◆ 条例制定の目的

近年、市民の環境に対する関心は高まっており、事業の計画段階から環境保全について調査、予測及び評価を実施する「環境影響評価制度」は重要なものとなっている。本市の清らかな地下水や豊かな緑といった良好な自然環境のほか、熊本城などの本市の魅力である歴史文化遺産を持続可能なものとするため、本市独自の「(仮称)熊本市環境影響評価条例」を制定するもの。

<環境影響評価制度>

国の環境影響評価法や各自治体の環境影響評価条例により、一定規模以上の開発事業(公共事業や民間事業)を行う場合に、当該事業が周辺の環境にどのような影響を与えるかを、事業の計画段階から、事業者自ら調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や行政、専門家の意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からより良い事業実施につなげていく制度。

◆ 条例制定の効果

本市の地域特性に応じたきめ細かな環境影響評価制度を構築することができるとともに、これまで本市域内での大規模な開発事業は、熊本県の環境影響評価条例等により環境影響評価手続が行われてきたが、本市独自の環境影響評価条例を制定することで、熊本県を介さず事業者に対して環境影響評価手続や環境保全上の必要な措置を求めるなど、本市の環境保全に主体的に取り組むことができる。

◆ 条例の構成(案)

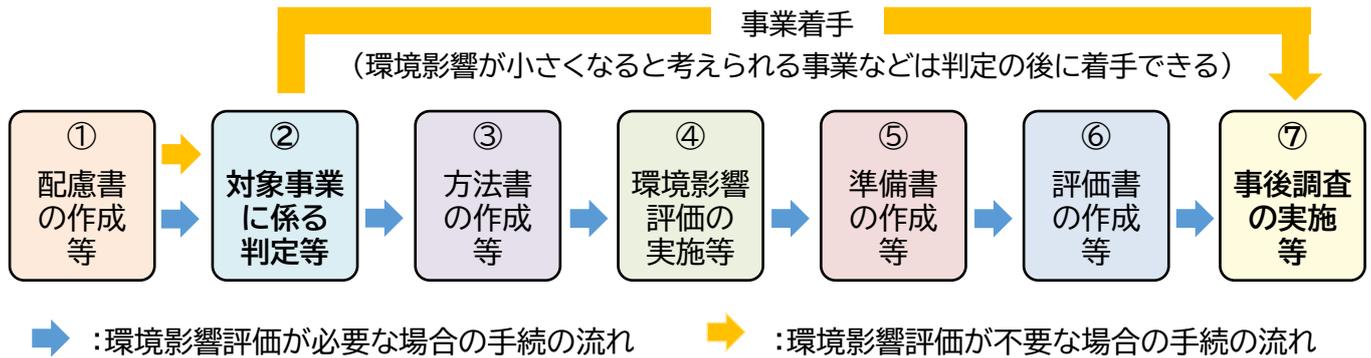
目次	
第1章 総則 (第1条-第3条)	第4章 対象事業の内容の修正等 (第34条-第36条)
第2章 技術指針 (第4条)	第5章 評価書の公告及び縦覧後の手続 (第37条-第43条)
第3章 環境影響評価に関する手続等 (第5条-第33条)	第6章 事後調査の実施等 (第44条-第46条)
第1節 配慮書の作成等 (第5条-第10条)	第7章 環境影響評価その他の手続の特例等 (第47条-第50条)
第2節 対象事業に係る判定等 (第11条・第12条)	第1節 都市計画に定められる対象事業等 に関する特例(第47条・第48条)
第3節 方法書の作成等 (第13条-第19条)	第2節 港湾計画に係る港湾環境影響評価 その他の手続(第49条・第50条)
第4節 環境影響評価の実施等 (第20条・第21条)	第8章 環境影響評価法との関係 (第51条・第52条)
第5節 準備書の作成等 (第22条-第29条)	第9章 熊本市環境影響評価審査会 (第53条)
第6節 評価書の作成等 (第30条-第33条)	第10章 雑則 (第54条-第61条)

◆ 条例のポイント

1 環境影響評価に関する手続について

環境影響評価及び事後調査が適切に行われるために、下表のとおり環境影響評価手続を規定する。なお、事業者による環境負荷の低減につながる事業の検討を促し、環境影響に応じた効果的な環境影響評価手続とするため、「② 対象事業に係る判定等」の手続を設ける。これにより、高性能な施設への建替えなど環境影響が小さくなると考えられる事業等は、環境影響評価手続の一部を省略できるものとする。

<環境影響評価に関する手続の流れ>



環境影響評価手続の一部を省略する場合でも、**環境保全について適正な配慮がなされることを確保するため**、事業着手後に事業者から事業計画で想定していた環境影響の範囲内であるか報告を求め、実際に環境影響が生じた場合には、**追加の環境保全措置等を求めるものとする**。

環境影響評価法では、対象事業に係る判定等で環境影響評価不要となった場合には、事後調査までは求めていないが、本市では上記の理由により事後調査及び報告を求めることとする。

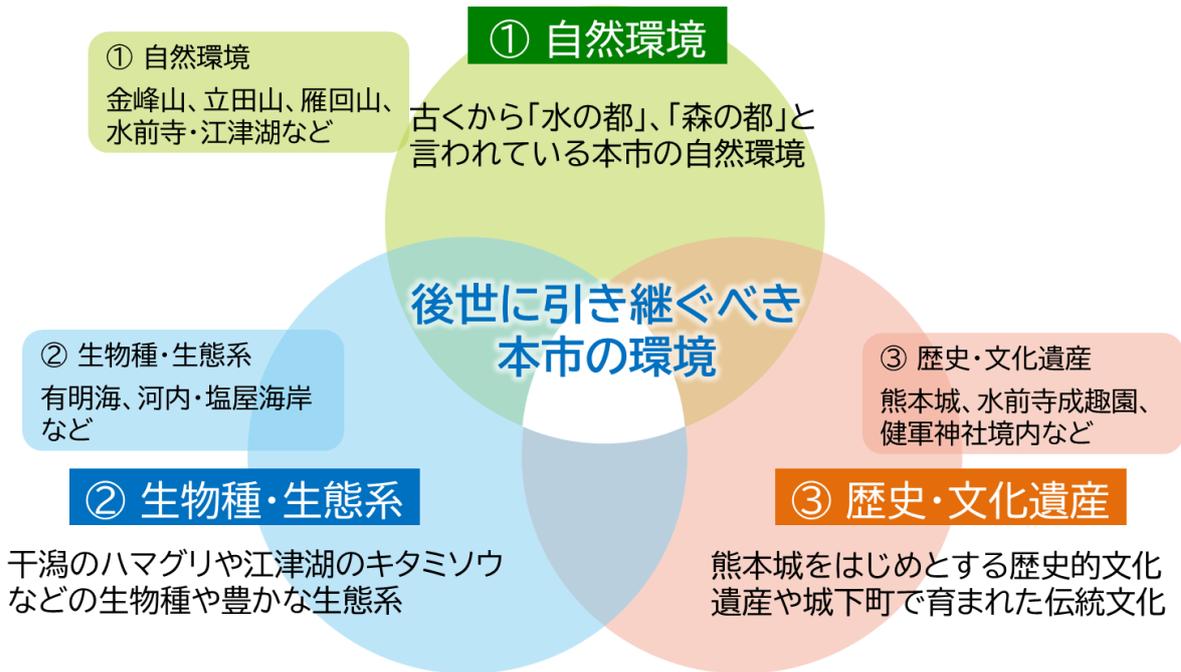
<環境影響評価に関する手続の内容>

	手続の種類	手続の概要
①	配慮書の作成等 (条例第 5 条－第 10 条関係)	・重大な環境影響を回避・低減するため、事業計画の早期段階において、簡易的に調査、予測及び評価を行う手続
②	対象事業に係る判定等 (条例第 11 条・第 12 条関係)	・事業特性や地域特性、事業実施による環境への影響を考慮し、環境影響評価を行うかどうかを判定する手続
③	方法書の作成等 (条例第 13 条－第 19 条関係)	・環境影響評価を適切に行うために、どのような項目について、どのような方法で調査、予測及び評価を行うかを定める手続
④	環境影響評価の実施等 (条例第 20 条・第 21 条関係)	・方法書で決定した項目や方法に基づいて、調査、予測及び評価を実施し、環境保全対策を検討しながら、環境影響を総合的に評価する手続
⑤	準備書の作成等 (条例第 22 条－第 29 条関係)	・環境影響評価で実施した調査、予測、評価の結果や環境保全対策を検討した結果を取りまとめる手続
⑥	評価書の作成等 (条例第 30 条－第 33 条関係)	・準備書で取りまとめた結果に対する意見を踏まえ、必要に応じて見直した上で、最終的に環境影響評価の結果を取りまとめる手続
⑦	事後調査の実施等 (条例第 44 条－第 46 条関係)	・工事中や供用開始後に環境影響を把握するために調査し、環境影響に対する環境保全対策について報告書として取りまとめる手続

2 環境影響評価条例の指定地域について

本市の特徴である自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産について、より環境への配慮が必要な地域として、下記のとおり「**指定地域**」と設定する。指定地域や指定地域に隣接して行われる事業は、他の地域で行われる事業よりも環境影響評価が必要となる事業の規模要件を厳しく設定する。これにより、指定地域での開発を抑制するとともに、他の地域で行われる事業よりも小規模な事業も対象に環境配慮を求めることとする。

<後世に引き継ぐべき本市の環境>



<本市の指定地域の一覧>

	分野	地域名	概要(根拠法令)	代表地域又は対象
①	自然環境	県立自然公園	・優れた自然の風景地で、その保護等を図る必要がある地域(熊本県立自然公園条例)	金峰山、立田山など
②	自然環境	環境保護地区	・市街地周辺に残された貴重な緑地等の保全地域(熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例)	砂取環境保護地区など(13箇所)
③	自然環境	保安林	・水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全等に必要地域(森林法)	金峰山、立田山、雁回山など
④	自然環境	風致地区	・土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致(自然的景観)の維持が必要な区域(都市計画法)	立田山、水前寺、江津湖など(7地区)
⑤	生物種・生態系	干潟・藻場	・生物多様性の観点から重要度の高い海域として指定された地域(自然環境保全法)	有明海沿岸、河内・塩屋海岸など
⑥	歴史・文化遺産	史跡・名勝・天然記念物	・鑑賞上又は歴史上等価値の高いもの(文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例)	熊本城跡、水前寺成趣園など

(規則第2条、別表第1関係)

<指定地域の位置図>

別紙「指定地域の位置図」を参照。

3 環境影響評価条例の対象事業について

熊本県が規定している環境影響評価の対象事業を基本としつつ、本市の地域特性や環境への影響を踏まえ、下表のとおり「**大規模建築物(高層建築物)**」及び「**複合事業**」についても本市の対象事業とする。

また、原則、市内全域を対象として、熊本県の対象事業の規模要件以上となる事業を「**第 1 種事業**」、指定地域を対象として、「**第 1 種事業**」の規模要件未滿かつ 50%規模以上となる事業を「**第 2 種事業**」とする。

No	事業の種類	対象事業の規模要件等	
		第 1 種事業(市内全域)	第 2 種事業(指定地域)
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4 車線以上かつ長さ 5 km以上 (森林地域:2 車線以上かつ長さ 10 km以上)	4 車線以上かつ長さ 2.5 km以上 (森林地域:2 車線以上かつ長さ 5 km以上)
	大規模林道	幅員 6.5m 以上かつ長さ 10 km以上	幅員 6.5m 以上かつ長さ 5 km以上
2	ダム	貯水面積 50ha 以上	貯水面積 25ha 以上
	堰	湛水面積 50ha 以上	湛水面積 25ha 以上
	放水路	土地改変面積 50ha 以上	土地改変面積 25ha 以上
3	鉄道	長さ 5 km以上	長さ 2.5 km以上
	軌道	長さ 5 km以上	長さ 2.5 km以上
4	飛行場	滑走路の長さ 1,250m 以上	滑走路の長さ 625m 以上
5	水力発電所	出力 15,000kW 以上	出力 7,500kW 以上
	火力発電所	出力 75,000kW 以上	出力 37,500kW 以上
	地熱発電所	出力 5,000kW 以上	出力 2,500kW 以上
	風力発電所	出力 5,000kW 以上	出力 2,500kW 以上
	太陽電池発電所	面積 20ha 以上	面積 10ha 以上
6	廃棄物最終処分場	新設すべて	
	廃棄物焼却施設	処理能力 4t/時又は 100t/日以上	処理能力 2t/時又は 50t/日以上
	し尿処理施設	処理能力 100kl/日以上	処理能力 50kl/日以上
7	公有水面の埋立・干拓	面積 25ha 以上 (干潟等地域:面積 5ha 以上)	
8	土地区画整理事業		
9	新住宅市街地開発事業		
10	工業団地の造成事業	面積 25ha 以上 (一定の要件を満たす場合(※1):面積 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上 (一定の要件を満たす場合(※1):面積 25ha 以上)
11	新都市基盤整備事業		
12	流通業務団地の造成事業		
13	住宅団地の造成事業		
14	農用地の造成事業	面積 100ha 以上	面積 50ha 以上
15	スポーツ施設又はレクリエーション施設	面積 25ha 以上 (一定の要件を満たす場合(※1):面積 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上 (一定の要件を満たす場合(※1):面積 25ha 以上)
	ゴルフ場	面積 20ha 以上	面積 10ha 以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口 10 万人以上	計画処理人口 5 万人以上
17	工場・事業場	燃料使用量 8kl/時又は平均排水量 0.5 万 ³ m/日以上	燃料使用量 4kl/時又は平均排水量 0.25 万 ³ m/日以上
18	豚房施設	施設面積 7,500 m ² 以上	
19	岩石、土、砂利の採取	面積 30ha 以上	面積 15ha 以上
20	その他の造成事業	面積 25ha 以上 (一定の要件を満たす場合(※1):面積 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上 (一定の要件を満たす場合(※1):面積 25ha 以上)
21	大規模建築物 (高層建築物)	延べ面積 5 万 ² m以上かつ高さ 100m 以上	
22	複合事業	詳細は後述する(※2)。	詳細は後述する(※2)。

※ 上表の対象事業の規模要件等は一部抜粋したもの。(条例第 2 条、別表・規則第 2 条、別表第 1 関係)

(※1) 「一定の要件を満たす場合」について

「一定の要件を満たす場合」とは、事業による地下水の採取量と開発により減少する涵養量の合計を超える涵養等を行うことが確実と見込まれるものとして市長が認める場合のことをいう。

(市長が認める条件については、規則第1中の8, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 21の項に記載)

(※2) 複合事業について

個別の開発行為が規模要件に満たない事業であっても密接に関連する2つ以上の面事業が一体的に実施されることにより、環境に著しい影響を及ぼすおそれが生じる場合がある。

(例) レクリエーション施設 20ha + 土地区画整理事業 10ha ⇒ 合計 30ha

上記の場合、各事業規模では、環境影響評価の規模要件(25ha 以上)に満たないが、合計で規模要件(25ha 以上)を満たすこととなる。また、複数の規模要件未達の切り分け事業のような「アセス逃れ」が行われる場合も想定され、これらに対しても適切に環境影響評価を求めるため、一体的に実施される事業を「複合事業」として規定する。(条例第2条関係・規則第2条関係)

① 複合事業の定義

2つ以上の面事業が一体的に実施される事業群であって、環境影響が総体として大きくなるもの。

② 複合事業の要件

構成するそれぞれの事業の規模をそれぞれが単独で実施された場合に適用される規模要件で除した数値の和が1以上となるもの。

<参考:複合事業の具体例>

(a) 太陽電池発電所 4ha、(b) 工業団地の造成事業 20ha の計 24ha の面事業が一体的に実施される場合

【判定方法】

太陽電池発電所が対象事業となる規模要件は 20ha 以上、工業団地の造成事業が対象事業となる規模要件は 25ha 以上である。(a)の事業と(b)の事業それぞれが単独で実施された場合に適用される規模要件で除した数値とその数値の和は次のとおり。

$$(a) 4ha / 20ha = 0.2, (b) 20ha / 25ha = 0.8 \therefore (a) + (b) = 1.0$$

よって、(a)と(b)の数値の和が1以上となるため、上記の事業は「複合事業」として環境影響評価が必要となる。

③ 複合事業の一体性の考え方

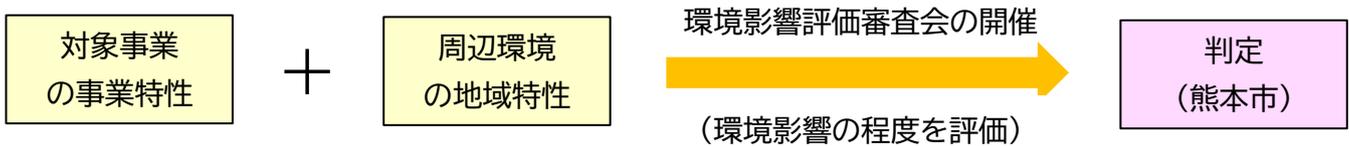
複合事業における一体性の判断を明確化するため、次の(i)から(iii)までの全ての要件を満たす場合は、「複合事業」に該当するものとする。

	一体性の要件	具体的な内容
(i)	事業の近接性	・事業を実施する区域が近接し、又は隣接していること。
(ii)	事業の実施時期	・事業の着手予定日から5年以内に他の事業の着手が計画されていること。
(iii)	事業の実施主体	・事業者が同一又は会社法の親会社と子会社の関係であること。

4 対象事業に係る判定手続について

対象事業に係る環境影響評価の要否に関する判定にあたっては、下記に示す**事業特性**及び**地域特性**の判定基準に基づき、環境影響評価に関連する各項目の専門家で構成する「**熊本市環境影響評価審査会**」(※2)を開催し、専門家の意見を求め、本市が環境影響評価手続の要否の判定を行う。(条例第 11 条・第 12 条関係・規則第 13 条関係)

<対象事業の判定手続の流れ>



(※2) **熊本市環境影響評価審査会**(条例第 53 条)

環境影響評価、事後調査、対象事業の判定手続に係る技術的な事項を調査審議するために、(仮称)熊本市環境影響評価条例に基づき専門家等で構成する組織。

◎ **事業特性の判定基準**

次の要件に合致する場合は、**環境影響評価不要**と判断する。

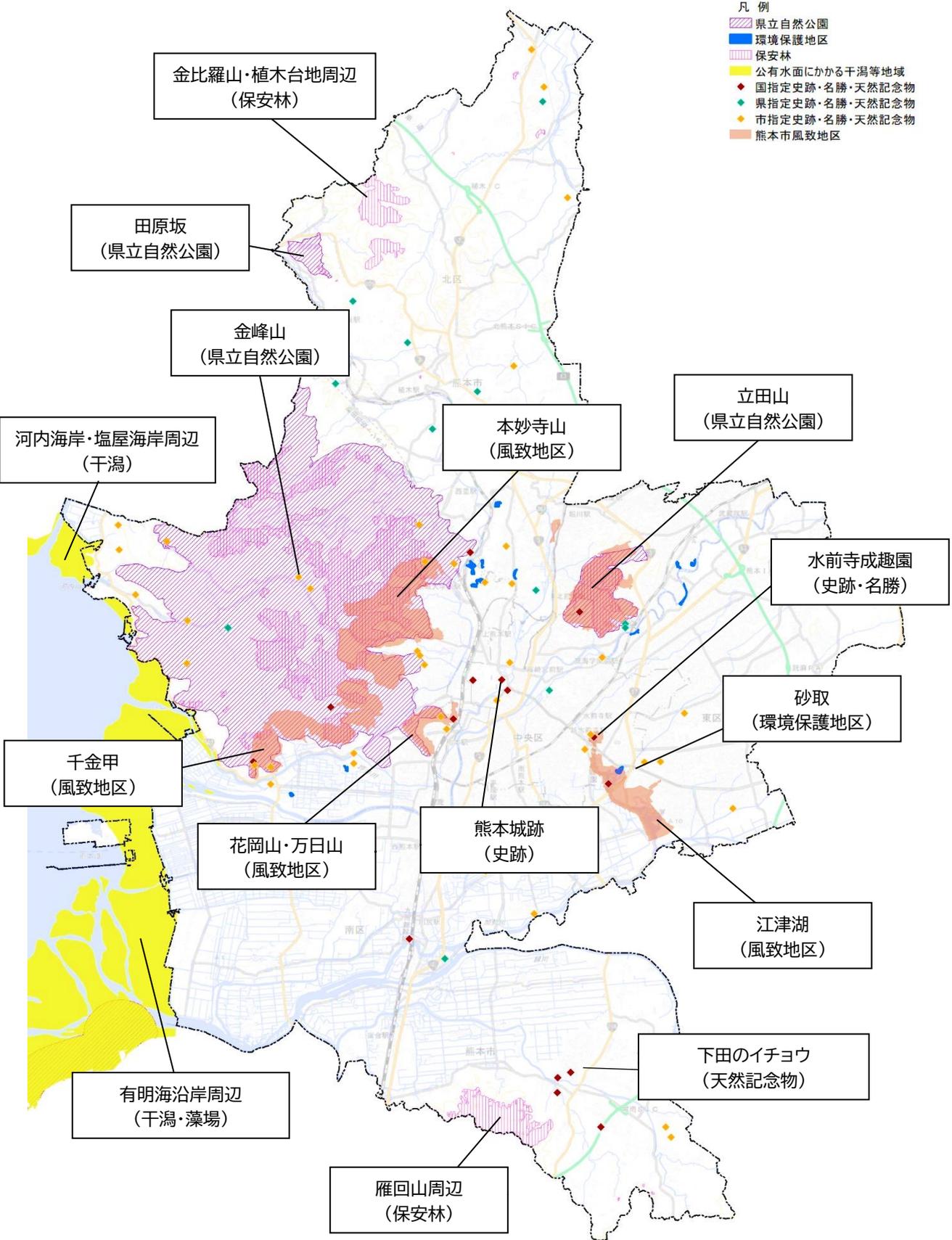
- **第 1 種事業が実施される場合で、当該事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するものとなる可能性が高いもの。**
(例:同規模の廃棄物焼却施設の建替え、大気汚染が改善される工場・事業場の建替え など)
- **第 2 種事業が実施される場合で、当該事業と同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないもの。**
(例:環境目標や規制基準の超過がない工場・事業場の設置 など)

◎ **地域特性の判定基準**

次の要件に合致する場合は、**環境影響評価必要**と判断する。

- 対象事業が実施されるべき区域等に**環境影響を受けやすい施設等**が存在し、かつ、当該事業の内容が**一定程度の環境影響を及ぼすおそれがあるもの。**
(例:湖沼などの閉鎖性の高い水域、病院・住居等が集合している地域、野生生物の生息地 など)
- 対象事業が実施されるべき区域等に**環境の保全を目的として法令等により指定された地域等**が存在し、かつ、当該事業の内容が**相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるもの。**
(例:県立自然公園の区域、環境保護地区、生息地等保護区の区域 など)
- 対象事業が実施されるべき区域等に**既に環境基準を超過する地域等**が存在し、かつ、当該事業の内容が**相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるもの。**
(例:大気汚染、水質汚濁又は騒音の環境基準が確保されていない地域 など)

<指定地域の位置図>



(仮称) 熊本市環境影響評価条例 (素案)

目次

- 第1章 総則 (第1条—第3条)
 - 第2章 技術指針 (第4条)
 - 第3章 環境影響評価に関する手続等
 - 第1節 配慮書の作成等 (第5条—第10条)
 - 第2節 対象事業に係る判定等 (第11条・第12条)
 - 第3節 方法書の作成等 (第13条—第19条)
 - 第4節 環境影響評価の実施等 (第20条・第21条)
 - 第5節 準備書の作成等 (第22条—第29条)
 - 第6節 評価書の作成等 (第30条—第33条)
 - 第4章 対象事業の内容の修正等 (第34条—第36条)
 - 第5章 評価書の公告及び縦覧後の手続 (第37条—第43条)
 - 第6章 事後調査の実施等 (第44条—第46条)
 - 第7章 環境影響評価その他の手続の特例等
 - 第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例 (第47条・第48条)
 - 第2節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続 (第49条・第50条)
 - 第8章 環境影響評価法との関係 (第51条・第52条)
 - 第9章 熊本市環境影響評価審査会 (第53条)
 - 第10章 雑則 (第54条—第61条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うとともにその事業に係る事後調査を行うことが本市の良好な環境を持続可能なものとするために極めて重要であることに鑑み、環境影響評価及び事後調査について市等の責務を明らかにするとともに、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業内容に関する決定に反映させるための措置を採ること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的かつ快適な生活に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境影響評価 事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が採られた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- (2) 第1種事業 本市の区域内で行われる、別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する一の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）、実施される地域等により環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。
- (3) 第2種事業 本市の区域内で行われる、別表に掲げる事業の種類いずれか

に該当する一の事業であって、第1種事業に準じる規模を有するものとして規則で定めるものをいう。

- (4) 複合事業 本市の区域内で行われる、別表5の項(規則で定める事業に限る。)、8の項から15の項まで、19の項及び21の項に掲げる事業の種類のいずれかに該当する2以上の事業により構成される事業群(当該2以上の事業が相互に密接に関連して一体的に実施されるものとして規則で定める事業群に限る。)であって、複合的な環境影響の程度が総体として著しいものとなるおそれがあるものとして規則に定めるものをいう。
- (5) 対象事業 第1種事業、第2種事業又は複合事業をいう。
- (6) 事業者 対象事業を実施しようとする者(委託に係る対象事業にあつては、その委託をしようとする者)をいう。
- (7) 事後調査 対象事業に係る工事等の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するために行う調査をいう。

(市、事業者及び市民の責務)

第3条 市、事業者及び市民は、事業の実施前における環境影響評価及び事業の実施以後における事後調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第2章 技術指針

(技術指針)

第4条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続を適切に行うために必要な技術的な指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 次条に規定する計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する事項
- (2) 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための事項
- (3) 環境の保全のための措置に関する事項

- (4) 事後調査の項目及び手法を選定するための事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の
手続が適切に行われるようにするために必要な事項
- 3 市長は、技術指針の内容について常に適切な科学的知見に基づく判断を加え、必要な変更を行うものとする。
- 4 市長は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、熊本市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、技術指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公示するものとする。

第3章 環境影響評価に関する手続等

第1節 配慮書の作成等

（計画段階配慮事項についての検討）

第5条 事業者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

（配慮書の作成）

第6条 事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の目的及び内容
 - (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
 - (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

（配慮書の送付等）

第7条 事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に対し、これを送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

(配慮書についての市長の意見等)

第8条 市長は、前条の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 前項の場合において、市長は、配慮書について、審査会の意見を聴くものとする。

3 第1項の場合において、市長は、前項の規定による意見を勘案するものとする。

(配慮書についての意見の聴取)

第9条 事業者は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

(対象事業の廃止等)

第10条 事業者は、第7条の規定による公表を行ってから第15条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、市長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第6条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第2節 対象事業に係る判定等

(対象事業に係る判定)

第11条 事業者は、第7条の規定による配慮書の送付を行ってから第13条第1項の規定による方法書の作成を行うまでの間において、この条例（第3章第1節、こ

の条及び第6章を除く。以下この条において同じ。)の規定による環境影響評価その他の手続を行う必要があるかどうかについて市長の判定(以下この条及び次条において単に「判定」という。)を受けることができる。

- 2 事業者は、前項の判定を受ける場合、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。
- 3 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて判定を受けることができる。
- 4 市長は、第2項の規定による届出があったときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについて、審査会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、前項の規定による意見が述べられたときはこれを勘案して、規則で定めるところにより、規則で定める期間内に、第2項の規定による届出に係る判定を行い、判定対象事業による環境影響の程度に応じ、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
 - (1) この条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、事業者に通知すること。
 - (2) この条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、事業者に通知すること。
- 6 第2項の規定による届出をした者で前項第1号の措置が採られたものが当該事業の規模又は事業実施想定区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が対象事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、第2項の規定による届出をすることができる。この場合において、第3項から前項までの規定は、当該届出について準用する。
- 7 事業者は、第5項第2号(前項及び第35条第2項の規定において準用する場合を含む。)の措置が採られるまでは、対象事業(この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行うものを除く。)を実施してはならない。
- 8 事業者は、第9条の規定にかかわらず、判定を受けようとする場合は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めなければならない。
- 9 事業者は、第5項第2号(第6項及び第35条第2項の規定において準用する場

合を含む。)の措置が採られた場合において、配慮書の内容を踏まえるとともに、第8条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、当該事業の実施に関し環境の保全についての適正な配慮をするものとする。

(説明会の開催等)

第12条 事業者は、判定を受けようとする場合、規則で定めるところにより、対象事業が事業実施想定区域において実施されると想定した場合における当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、配慮書の案又は配慮書の記載事項を周知させるための説明会(以下「配慮書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に配慮書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の場所において開催することができる。

2 事業者は、配慮書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを配慮書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、前項の公告に加え、その他の方法により対象事業が事業実施想定区域において実施されると想定した場合における当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内に居住する者に配慮書説明会の開催の日時及び場所について周知するよう努めなければならない。

4 事業者は、配慮書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、市長の意見を聴くことができる。

5 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした配慮書説明会を開催することができない場合には、当該配慮書説明会を開催することを要しない。

6 前各項に定めるもののほか、配慮書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第13条 事業者(第11条第5項第2号(同条第6項及び第35条第2項の規定において準用する場合を含む。)の措置がとられた対象事業を実施しようとする者を除く。以下この節から第5章までにおいて同じ。)は、配慮書の内容を踏まえるとともに、第8条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第5条の事業が実

施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
- (4) 第6条第1項第4号に掲げる事項
- (5) 第8条第1項の意見
- (6) 前号の意見についての事業者の見解
- (7) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

（方法書の送付）

第14条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、市長に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（方法書についての公告、縦覧及び公表）

第15条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（説明会の開催等）

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、同条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、市長の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

（方法書についての意見書の提出）

第17条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第15条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

（方法書についての意見の概要の送付）

第18条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、市長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

（方法書についての市長の意見等）

第19条 市長は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、方法書について審査会の意見を聴くものとする。

3 第1項の場合において、市長は、前項の規定による意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

第4節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第20条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第17条第1項の意見に配慮して第13条第1項第7号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第21条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第5節 準備書の作成等

(準備書の作成)

第22条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第13条第1項第1号から第6号までに掲げる事項
- (2) 第17条第1項の意見の概要
- (3) 第19条第1項の市長の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

イ 環境の保全のための措置（当該措置を採ることとするに至った検討の状況を含む。）

ウ 事後調査の内容

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- (7) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所

在地)

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第13条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。

(準備書の送付等)

第23条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、市長に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告、縦覧及び公表)

第24条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域(第17条第1項及び第19条第1項の意見並びに第21条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み、第15条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)内において公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第25条 事業者は、規則で定めるところにより、前条に定める縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第16条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第25条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第25条第1項及び同条第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第26条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第24条の公

告の日から、同条に定める縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第27条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、市長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(公聴会の開催)

第28条 市長は、前条の書類の送付を受けた後、次条第1項の意見を述べるために必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催し、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くことができる。

2 市長は、前項の公聴会を開催したときは、速やかに、当該公聴会において述べられた意見の概要を記載した書類を作成し、事業者に送付するものとする。

(準備書についての市長の意見等)

第29条 市長は、第27条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、準備書について審査会の意見を聴くものとする。

3 第1項の場合において、市長は、前項の意見を勘案するとともに、第27条の書類に記載された意見及び事業者の見解並びに前条第1項の公聴会において述べられた意見に配慮するものとする。

第6節 評価書の作成等

(評価書の作成)

第30条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第26条第1項の意見及び第28条第2項の書類に記載された意見に配慮して、準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置を採らなければならない。ただし、当該修正後の事業について、第35条第2項の規定において準用する第11条第6項第2号の措置が採られた場合は、この限りでない。

(1) 第13条第1項第2号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。) 同条から第32条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

(2) 第13条第1項第1号又は第22条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 次項、次条及び第32条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

(1) 第22条第1項各号に掲げる事項

(2) 第26条第1項の意見の概要

(3) 第29条第1項の市長の意見

(4) 前2号の意見についての事業者の見解

(5) 準備書の内容を修正した場合には、その概要及び理由

(評価書の送付)

第31条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に対し、評価書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(評価書の公告、縦覧及び公表)

第32条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(評価書の内容についての措置要請等)

第33条 市長は、第31条の規定による評価書の送付があった場合において、評価

書の内容について環境の保全上必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。

2 市長は、前項の措置を採ることを求めた場合は、その旨を第41条に規定する権限を有する者に通知するものとする。

第4章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第34条 事業者は、第15条の規定による公告を行ってから第32条の規定による公告を行うまでの間に第13条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合(第30条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第13条から第32条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当し、又は当該修正後の事業について、次条第2項の規定において準用する第11条第5項第2号の措置がとられた場合は、この限りでない。

(事業内容の修正の場合の対象事業に係る判定)

第35条 事業者は、第15条の規定による公告を行ってから第32条の規定による公告を行うまでの間に第13条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第11条第2項の例により届け出ることができる。

2 第11条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するときは、同条第5項第1号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続(当該届出の時までに行ったものを除く。)」と読み替えるものとする。

(対象事業の廃止等)

第36条 事業者は、第15条の規定による公告を行ってから第32条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、市長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第13条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第5章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第37条 事業者は、第32条の規定による公告を行うまでは、対象事業（第30条第1項又は第34条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

2 事業者は、第32条の規定による公告を行った後に第13条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第1項の規定は、第32条の規定による公告を行った後に第13条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 事業者は、第32条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところによりその旨を公告しなければならない。この場合において、前条第2項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第38条 事業者は、第32条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適切な配慮をするために第22条第1項第5号又は第6号に掲げ

る事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第13条から第32条まで又は第20条から第32条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

3 第33条から前条までの規定は、第1項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「公告」とあるのは、「公告（次条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施の要請）

第39条 市長は、事業者が第32条の規定による公告（同条の規定による公告を行った後に、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経たときは、当該手続後に行う公告）を行ってから対象事業に係る工事に着手しないで5年以上を経過した場合において、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適切な配慮をするために第22条第1項第5号又は第6号に掲げる事項が変更されるべきであると認めるときは、当該事業者に対して、更に第13条から第32条まで又は第20条から第32条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うよう求めることができる。

（免許等に係る環境の保全の配慮についての審査）

第40条 市長は、法令（条例を含む。以下同じ。）の規定であって規則で定めるものに基づき、対象事業に係る免許、特許、許可、認可又は承認（以下「免許等」という。）の審査を行うに際し、評価書の内容等に基づいて、当該対象事業につき、事業者が環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、免許等に係る法令の規定及び免許等の基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて、免許等をするかどうか又はどのような条件を付するかを判断するものとする。

3 前2項の規定は、法令の規定であって規則で定めるものに基づき、市長が対象事業に係る届出（法令の規定において、当該届出を受理した日から起算して一定の期

間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。)を審査し、当該勧告又は命令をするかどうかを判断する場合について準用する。

- 4 市長は、第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合のほか、対象事業に係る免許等を行う場合又は特定届出を受理した場合においては、当該免許等又は特定届出に係る法令の規定に反しない限りにおいて、評価書の内容等に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査するものとする。

(市長以外の免許等の権限を有する者に対する環境保全に関する配慮要請)

- 第41条 市長は、対象事業に係る免許等又は特定届出の受理の権限を有する者が市長以外の者であるときは、当該権限を有する者に対して、評価書を送付し、当該免許等又は当該特定届出に係る事項の審査に際し、当該評価書の内容等に基づいて、環境の保全の見地から適正な配慮がなされることを確保されるよう要請するものとする。

(事業者の環境の保全の配慮)

- 第42条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

(工事着手等の届出)

- 第43条 事業者は、対象事業に係る工事に着手したとき、又は当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を書面で市長に届け出るものとする。

第6章 事後調査の実施等

(事後調査の実施等)

- 第44条 事業者は、対象事業に係る工事に着手した後、事後調査を実施し、その結果について規則で定める事項を記載した報告書(以下「事後調査報告書」という。)を作成し、市長に送付しなければならない。

- 2 市長は、事後調査報告書の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、事業者から事後調査報告書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、事後調査報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表

するものとする。

(環境の保全上の措置の実施の要請)

第45条 市長は、前条第1項の規定による事後調査報告書の送付を受けた場合において、その内容を検討し、環境の保全のための措置をとる必要があると認めるときは、事業者に対し、当該措置をとるよう求めることができる。

2 前項の場合において、市長は、必要に応じて審査会の意見を聴くことができる。

(申出事業)

第46条 別表に掲げる事業のうち、対象事業に該当しない事業であつて、当該事業を実施しようとする者がこの条例の規定(第11条を除く。)による環境影響評価及び事後調査その他の手続の実施を規則で定めるところにより書面で市長に申し出たもの(以下「申出事業」という。)については、この条例中対象事業に関する規定(第11条を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「申出事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者)」と読み替えるものとする。

2 申出事業を実施しようとする者は、環境影響評価及び事後調査その他の手続を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に書面により申し出るとともに、その旨を公告しなければならない。

第7章 環境影響評価その他の手続の特例等

第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

(都市計画に定められる対象事業等に関する特例)

第47条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第5条から第42条までの規定により事業者が行うべき環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)が当該対象事業に係る事業者に代わる者として規則で定めるところにより当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。この場合において、第6条第2項、第10条第1

項第3号及び第2項、第11条第3項、第13条第2項、第22条第2項並びに第36条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第5条から第42条までの規定に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

(事業者の協力)

第48条 前条の規定により都市計画の決定又は変更をする手続と併せて環境影響評価その他の手続を行う者(以下「評価実施者」という。)は、事業者に対し、同条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 事業者は、評価実施者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする。

第2節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続

(用語の定義)

第49条 この節において「港湾環境影響評価」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に規定する重要港湾に係る同法第3条の3第1項に規定する港湾計画(以下「港湾計画」という。)に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全(以下「港湾開発等」という。)が環境に及ぼす影響(以下「港湾環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置がとられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することをいう。

(港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続)

第50条 港湾法第2条第1項の港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)は、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものであることその他の規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該決定又は変更に係る港湾計画(法第48条第1項の対象港湾計画を除く。以下「対象港湾計画」という。)について、次項及び第3項に定めるところにより、港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

2 第3章第4節から第6章まで(第22条第1項第4号及び第2項、第36条第1項第3号及び第2項、第37条第4項、第38条から第43条まで並びに第46条

を除く。)の規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

- 3 港湾管理者は、対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を行う場合には、前項において準用する第30条第2項の評価書に記載されているところにより、当該対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

第8章 環境影響評価法との関係

(法の規定による計画段階配慮事項の検討その他の手続を行う者に対する適用除外等)

第51条 法第2章第1節の規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う者については、第3章第1節(第8条を除く。)の規定は、適用しない。

- 2 前項に規定する者に対する第8条の規定の適用については、同条第1項中「前条の規定による送付を受けたとき」とあるのは「法第3条の7第1項の規定により意見を求められたとき」と、「事業者」とあるのは「同項の規定により意見を求めた者」と、「配慮書」とあるのは「法第3条の3第1項に規定する配慮書(以下この条において「配慮書」という。)」とする。

- 3 市長は、法第3条の9第1項(法第3条の10第2項の規定により適用される場合を含む。)の規定による公表(法第3条の9第1項第2号の場合に係るものに限る。)又は法第4条第3項第2号の措置が行われた場合において、当該公表又は措置に係る事業が対象事業に該当するときは、この条例の規定に相当する法の規定により行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続を、この条例の規定により行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続とみなすことができる。

- 4 前項の規定は、法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の9第1項(法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の10第2項の規定により適用される場合を含む。)の規定による公表(法第3条の9第1項第2号(法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の10第2項の規定により適用される場合を含む。)の場合に係るものに限る。)又は法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項第2号の措置が行われた場合について準用する。

(法の規定による環境影響評価その他の手続を行う者に対する適用除外等)

第52条 法第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）を実施するため法第3章から第8章までの規定による環境影響評価その他の手続を行う者については、第3章第2節から第6節まで（第19条第2項、第28条及び第29条第2項を除く。）、第4章から第6章まで（第43条から第45条までを除く。）及び第55条第1項第1号から第3号までの規定は、適用しない。

2 前項に規定する者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条 第2項	前項の	法第10条第2項又は第4項の規定により意見を述べる
	方法書	法第5条第1項の方法書
第28条 第1項	前条	法第19条
	次条第1項	法第20条第2項又は第4項
	準備書	法第14条第1項の準備書
第28条 第2項	事業者	法第2条第5項の事業者（以下「法の事業者」という。）
第29条 第2項	第1項	法第20条第2項又は第4項の規定により意見を述べる
	準備書	法第14条第1項の準備書
第43条	事業者	法の事業者
第44条 第1項	事業者	法の事業者
	対象事業に係る工事に着手した後、評価書に記載された事後調査を実施し、その結果について規則で定める事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し	法第38条の2第1項に規定する報告書（以下「法の報告書」という。）を作成したときは
第44条	事後調査報告書	法の報告書
第2項	事業者	法の事業者
第45条	前条第1項の	第52条第2項において準用

第1項		する第44条第1項
	事後調査報告書	法の報告書
	事業者	法の事業者
第54条 第1項	事業者	法の事業者
第54条 第2項	事業者 事業実施想定区域又は対象事業実施区域	法の事業者 法第3条の2第1項に規定する事業実施想定区域又は法第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域
第55条 第1項	事業者	法の事業者
第55条 第1項第 4号	事後調査報告書	法の報告書
第55条 第1項第 5号	第45条第1項	第52条第2項において準用する第45条第1項
第55条 第1項第 6号	前条第1項	第52条第2項において準用する第54条第1項
第55条 第1項第 7号	前条第2項	第52条第2項において準用する第54条第2項

3 第28条及び第29条第2項の規定は、法第48条第1項に規定する対象港湾計画（以下「法対象港湾計画」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第28条 第1項	前条	法第48条第2項において準用する法第19条
	次条第1項	法第48条第2項において準用する法第20条第2項又は第4項
	準備書	法第48条第2項において準用する法第14条第1項の準備書
第28条 第2項	事業者	法第48条第1項の港湾管理者
第29条 第2項	前項の	法第48条第2項において準用する法第20条第2項又は第4項の規定により意見を述べる
	準備書	法第48条第2項において準用する法第14条第1項の準備書

- 4 市長は、第1項に規定する者が法第29条第3項の規定による公告又は法第30条第1項の規定による公告（同項第2号の場合に係るものに限る。）を行った場合において、当該事業が対象事業に該当するときは、この条例の規定に相当する法の規定により行われた環境影響評価その他の手続を、この条例の規定により行われた環境影響評価その他の手続とみなすことができる。
- 5 前項の規定は、都市計画決定権者が法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第29条第3項の規定による公告又は法第30条第1項の規定による公告（同項第2号の場合に係るものに限る。）を行った場合について準用する。
- 6 第4項の規定は、港湾管理者が法第48条第2項において準用する法第30条第1項の規定による公告（同項第2号の場合に係るものに限る。）を行った場合について準用する。この場合において、「当該事業が対象事業に」とあるのは「当該港湾計画が対象港湾計画に」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と読み替えるものとする。

第9章 熊本市環境影響評価審査会

(熊本市環境影響評価審査会)

第53条 環境影響評価、事後調査その他の手続に係る技術的な事項を調査審議するため、審査会を置く。

- 2 審査会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会は、必要に応じて、委員以外の者の意見を聴くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 雑則

(報告の徴収及び立入調査)

第54条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所、事業実施想定区域又は対象事業実施区域その他市長が必要と認める場所に立ち入り、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続の実施状況を調査させることができる。
- 3 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告及び公表)

第55条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、必要な措置を採ることを勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して環境影響評価及び事後調査その他の手続を実施しないとき。
- (2) 虚偽の記載をした配慮書、方法書、準備書又は評価書を送付したとき。

- (3) 第37条第1項（同条第3項及び第38条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して対象事業を実施したとき。
- (4) 虚偽の記載をした事後調査報告書を送付したとき。
- (5) 第45条第1項の規定による必要な措置をとらなかったとき。
- (6) 前条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (7) 前条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（市との連携）

第56条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、市と密接に連絡し、必要があると認めるときは市に協力を求めることができる。

（熊本県及び近隣地方公共団体との協議）

第57条 市長は、対象事業が環境影響を与えるおそれがあると認められる地域に熊本市の区域に属しない地域が含まれているときは、当該対象事業に関する環境影響評価及び事後調査その他の手続に関して、熊本県知事及び当該地域を管轄する地方公共団体の長と協議するものとする。

（熊本県環境影響評価条例との関係）

第58条 熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号。以下「県条例」という。）の適用を受ける対象事業について、事業者が、この条例の規定に相当する県条例の規定により、環境影響評価、事後調査その他の手続を行ったときは、この条例による手続を経たものとみなす。

2 市長は、県条例第4条の5第2項、県条例第10条第2項及び県条例第20条第2項の規定により意見を述べようとする場合は、審査会の意見を聴くものとする。

（調査研究等）

第59条 市は、環境影響評価及び事後調査の技術及び手法の調査及び研究に努めるとともに、これらに関する情報の収集及び整理を行い、事業者及び市民に対し、この条例に基づく環境影響評価、事後調査その他の手続を行うに当たって必要な情報

の提供に努めるものとする。

(適用除外)

第60条 第3章から第7章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業
- (3) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業

2 第3章第1節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の2第2項第4号の整備(同法第21条第7項に規定する熊本県の基準に基づき定められた同条第5項第2号に規定する促進区域内において行うものに限る。)については、適用しない。ただし、第11条第2項に規定する届出を行う場合は、この限りでない。

(委任)

第61条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第9章の規定 公布の日
- (2) 第1章、第2章、附則第3条及び別表の規定 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

第2条 対象事業であって次に掲げる事業(第1号から第3号までに掲げるものにあ

っては、施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小その他の規則で定める軽微な変更のみをして実施されるものに限る。)については、第3章から第7章までの規定は、適用しない。

- (1) 施行日前に免許等が与えられ、又は特定届出がなされた事業
- (2) 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項第1号の補助金若しくは同項第2号の負担金、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）第2条第1号の補助金又は熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）第1条の補助金等のうち市長が認める補助金等の交付の決定がなされた事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業
- (4) 前号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに実施される事業

- 2 前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により対象事業として実施されるものについては、第3章から第7章までの規定は、適用しない。

第3条 この条例の施行後に事業者となるべき者は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行後からこの条例の施行前において、第3章の規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 2 前項に規定する者は、同項の規定に基づき環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則に定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。
- 3 前項の規定による届出を受けた市長は、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
- 4 前項の規定による公告がされた場合において、第1項に規定する者が第3章の規定の例による環境影響評価その他の手続を行ったときは、市長は、当該規定の例による手続を行うものとする。
- 5 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、この条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

別表（第2条関係）

1	一般国道その他の道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業
2	河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川に関するダムの新築、堰 ^{せき} の新築及び改築の事業(以下「ダム新築等事業」という。)並びに同法第8条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの
3	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)による軌道の建設及び改良の事業
4	空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
5	電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
7	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業
8	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業
9	新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業
10	工場又は事業場の建設の用に供される一団の土地の造成事業
11	新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業
12	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業

13	住宅の建設の用に供される一団の土地の造成事業
14	農用地の造成事業
15	スポーツ又はレクリエーション施設の設置及び変更の事業
16	下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場の設置及び変更の事業
17	工場又は事業場の設置及び変更の事業
18	畜産農業の用に供する施設の設置及び変更の事業
19	採石法(昭和25年法律第291号)第2条に規定する岩石、土及び砂利の採取の事業
20	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の新築の事業
21	前各項に掲げる事業に準じるものとして規則で定める事業